

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
20-1	株式会社遠山建設	北設楽郡設楽町 田口字松洞 12-1	R6.3.13	R6.3.26	2週間	令和5年12月5日、新城設楽建設事務所発注の「道路改築工事(山間道路)(D22)(2号工)(余裕期間・週休2日)」において、現場代理人が工事着手前の確認測量を行うため、測量機器を持ち、橋台天端から1.3m下の桁受け部に降りようとした際、バランスを崩して桁受け部から4.7m下の河川へ転落し、2か月以上の加療を要する重傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者の株式会社遠山建設に対して指名停止を行う。	新城設楽建設事務所	北設楽郡設楽町清崎地内	要領第4条第1項 (別表第1-7) 及び第5条第3項
20-2	松井・庄田・遠山経常建設共同企業体	新城市城北 1-1-5	R6.3.13	R6.3.26	2週間	また、株式会社遠山建設が構成員となっている、松井・庄田・遠山経常建設共同企業体に対しても同様に指名停止を行う。			

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
19	東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19-18	R6.3.13	R6.10.12	7か月	東邦瓦斯株式会社は、自社のガス供給区域に所在する大口需要家による特定大口都市ガスの見積もり合わせに際し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日、公正取引委員会から違反事業者であること、及び課徴金減免制度により課徴金が免除されたことが公表された。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、東邦瓦斯株式会社に対して指名停止を行う。	—	愛知県、岐阜県及び三重県	要領第4条第1項 (別表第3-1)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
18	株式会社麦島建設	名古屋市昭和区 鶴舞2-19-10	R6.2.14	R7.4.13	14か月	長野県木曾郡南木曾町が令和3年度に発注した建設工事の指名競争入札に際し、同町の職員と株式会社麦島建設長野営業所長他1名が、最低制限価格を漏らしたなどとして、公契約関係競売等妨害の罪で、令和5年11月9日、木曾福島区検察庁から略式起訴された。 このため、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社麦島建設に対し指名停止を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-3)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の解除日	指名停止解除の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
17	ランドブレイン株式会社 名古屋事務所	名古屋市東区 泉1-1-35	R6.1.16	<p>串間市が発注した市消防庁舎新築設計業務の指名競争入札に際し、ランドブレイン株式会社の社員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、宮崎県警に逮捕されたことにより、同社名古屋事務所に対し、愛知県建設工事等指名停止取扱要領第4条第1項（別表第3-3）に基づき、令和5年11月29日から令和7年1月28日までの14か月間の指名停止措置を行ったところであるが、令和5年12月27日、宮崎地方検察庁は同社員を不起訴処分とした。</p> <p>したがって、ランドブレイン株式会社名古屋事務所に対して指名停止の解除を行う。</p>	—	—	要領第6条 第7項

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
16	株式会社神谷商会	名古屋市中村区 千成通6-16	R6. 1. 16	R6. 1. 29	2週間	令和4年10月5日、株式会社神谷商会は、同社が請け負った建物解体工事において、労働者に高さ約5メートルの屋根端部で作業を行わせるにあたり、墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのあるところに講ずべき必要な墜落防止措置のないまま作業を行わせ、労働者が墜落し負傷する事故を生じさせた。 これにより、犬山簡易裁判所から、同社及び同社従業員が労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不当であると判断し、株式会社神谷商会に対して指名停止を行う。	—	江南市内	要領第4条 第1項 (別表第1-8)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
15	株式会社西三河都市計画	岡崎市美合西町 7-3	R6.1.16	R6.5.15	4か月	西三河農林水産事務所が発注した令和5年度小規模治山事業第5号測量設計業務において、受注した(株)西三河都市計画(以下、同社)から提出された「測量機器の検査成績書(写)」に改ざんが認められ、同社もこれを認めたものである。なお、過年度に発注した業務においても同様の改ざんが認められた。 このことは、契約違反に該当することから、同社に対して指名停止を行う。	西三河農林水産事務所	-	要領第4条 第1項 (別表第1-4)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
14-1	東海興業株式会社	豊橋市草間町 平東68	R5.12.19	R6.1.1	2週間	令和5年9月26日、東三河建設事務所発注の「自転車歩行者道設置工事（交付金）（週休2日）（豊橋渥美・R4国補正）」において、作業員が後進してきたバックホウと接触し、全治3か月の重傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務局において元請業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、元請業者の東海興業株式会社に対して指名停止を行う。 また、東海興業株式会社が構成員となっている、東海・日下・北河経常建設共同企業体に対しても同様に指名停止を行う。	東三河建設事務所	豊橋市 草間町地内	要領第4条 第1項 (別表第1-7) 及び 要領第5条 第3項
14-2	東海・日下・北河 経常建設共同企業体	豊橋市草間町 平東68	R5.12.19	R6.1.1	2週間				

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
13	八神建築株式会社	名古屋市東区矢田 5-8-29	R5.12.19	R6.6.18	6か月	公共建築課が平成25年度に発注した「元愛知県勤労会館取壊し工事」において、建物解体跡地からコンクリートガラ等の不適正な埋設物が確認された。 このことは、粗雑公共工事等にあたるため、契約の相手方として不相当であると判断し、八神建築株式会社に対して指名停止を行う。	公共建築課	名古屋市内	要領第4条 第1項 (別表第1-2)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
12	日道工業株式会社	【建設工事】 名古屋市中川区 西日置2-3-5 【建設コンサルタント】 知多郡阿久比町 矢高五反田16-1	R5.12.13	R6.5.12	5か月	一宮建設事務所が令和3年度に発注した「緊急防災対策河川工事(標識設置)」において、設置済みとされていた標識の一部が未設置であることが確認された。また、当時提出された完了届に虚偽の報告があったことも併せて明らかになった。 このことは、粗雑公共工事等にあたるため、契約の相手方として不適当であると判断し、日道工業株式会社に対して指名停止を行う。	一宮建設事務所	江南市内 始め	要領第4条 第1項 (別表第1-2)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
11	三愛物産株式会社	名古屋市 中区丸の内3- 17-10	R5.12.5	R7.2.4	14か月	岐阜県山県市が令和3年6月に指名競争入札で実施した「高富水源地1号配水ポンプ盤更新工事」に関し、同市職員が三愛物産株式会社岐阜支店長と共謀し、三愛物産株式会社が有利となる指名業者選定を行った上で、実際に指名した業者を漏らしたとして、官製談合防止法違反及び公競売入札妨害の疑いで、また、同市職員と共謀したとして、三愛物産株式会社岐阜支店長が公契約関係競売等妨害の疑いで、令和5年11月29日、岐阜県警に逮捕された。 このため、契約の相手方として不相当であると判断し、三愛物産株式会社に対し指名停止を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-3)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
10-1	株式会社久米設計 中部支社	名古屋市中村区 名駅3-22-8	R5.11.29	R7.2.28	15か月	宮崎県串間市が令和5年4月21日に実施した市消防庁舎新築設計業務の指名競争入札に際し、同市の副市長と株式会社久米設計九州支社長及び同社顧問、並びにランドブレイン株式会社の社員、他1名が、共謀して特定の業者に有利な業者選定案を作成したなどとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、令和5年11月16日、宮崎県警に逮捕された。 このため、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社久米設計中部支社及びランドブレイン株式会社名古屋事務所に対し指名停止を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-3)
10-2	ランドブレイン株式会社 名古屋事務所	名古屋市東区 泉1-1-35	R5.11.29	R7.1.28	14か月				

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
9	株式会社タクマ 中部支店	名古屋市 中村区名駅 3-22-8	R5.11.21	R6.12.4	2週間	株式会社タクマは、同社に派遣された労働者にコンベヤへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せず、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じないで作業を行わせ、もって労働者を負傷させる事故を生じさせた。 これにより、令和5年8月29日、同社は東京簡易裁判所より労働安全衛生法違反で罰金20万円の略式命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不当であると判断し、株式会社タクマ中部支店に対して指名停止を行う。	-	東京都	要領第4条 第1項 (別表第1-8)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
8	株式会社高建総合コンサルタント	高知県四万十市駅前町2-3	R5.10.24	R6.10.23	12か月	公正取引委員会は、高知県発注の特定地質調査業務の入札参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和5年9月28日、違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者の内、本県の入札参加資格を有する株式会社高建総合コンサルタントに対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	高知県	高知県	要領第4条第1項 (別表第3-1)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
7	西武造園株式会社 西日本統括支店	大阪市淀川区 西中島3-12-15	R5.9.5	R5.12.4	3か月	西武造園株式会社は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置したとして、関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、同年8月5日から同月26日までの22日間の営業停止処分を受けた。 このため、契約の相手方として不相当であると判断し、西武造園株式会社西日本統括支店に対して指名停止を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-5)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
6	西武建設株式会社 名古屋支店	名古屋市中村区 名駅2-28-3	R5.9.5	R6.3.4	6か月	西武建設株式会社は、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を、公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、同年8月5日から9月18日までの45日間の営業停止処分を受けた。このため、契約の相手方として不相当であると判断し、西武建設株式会社名古屋支店に対して指名停止を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-6)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5-1	株式会社鈴木工務店	日進市米野木町 宮前25	R5.8.29	R5.9.28	1か月	令和5年2月27日、尾張農林水産事務所発注の「水質保全対策事業 日進西部地区 その8工事」において、土のうの撤去作業のためにバックホウで土のうを吊り上げ回転させたところ、バックホウがバランスを崩して転倒し、周辺で作業していた作業員が転倒したバックホウの下敷きとなり死亡、及びバックホウの運転手が負傷したものである。 本件は、令和5年8月21日開催の愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等事故調査委員会において、安全管理の措置が不適切と判断されたことから、株式会社鈴木工務店に対して指名停止を行う。 また、株式会社鈴木工務店が構成員となっている鈴木・信和経常建設共同企業体に対しても同様に指名停止を行う。	尾張農林水産事務所	日進市折戸町高松地内	要領第4条第1項 (別表第1-7)
5-2	鈴木・信和経常建設共同企業体	日進市米野木町 宮前25	R5.8.29	R5.9.28	1か月				要領第4条第1項 (別表第1-7)及び 要領第5条第3項

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4	株式会社フソウ名古屋支店	名古屋市 中川区広住町 5-22	R5.5.31	R5.6.30	1か月	<p>株式会社フソウの使用人らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。</p> <p>なお、同社使用人らの贈賄罪は公訴時効が成立しているが、同市水道部の主幹兼係長が官製談合防止法違反と加重収賄の疑いで令和4年12月5日に逮捕されたことにより、本件事実が明らかになった。</p> <p>有資格業者である同社の使用人が、公共機関等の職員に対する贈賄行為を行った事実が明らかになったため、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社フソウ名古屋支店に対して指名停止を行う。</p>	埼玉県 三郷市	—	要領第4条 第1項 (別表第3-7)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3	東部建設株式会社	名古屋市緑区 鶴が沢1-13 19	R5.5.10	R5.7.9	2か月	東部建設株式会社は、民間発注の建築工事6件において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月21日、愛知県から10日間の営業停止処分を受けた。 このため、契約の相手方として不相当であると判断し、東部建設株式会社に対して指名停止を行う。	—	愛知県	要領第4条 第1項 (別表第3-6)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	株式会社丸泰	岐阜県岐阜市 領下6-46	R5.5.10	R5.7.9	2か月	株式会社丸泰は、元請けとして請け負った民間建築工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日、中部地方整備局から10日間の営業停止処分を受けた。このため、契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社丸泰に対して指名停止を行う。	—	愛知県	要領第4条 第1項 (別表第3-6)

令和5年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1	株式会社フジタ名古屋支店	名古屋市中区 新栄2-1-9	R5.4.26	R5.5.9	2週間	<p>令和4年6月7日、株式会社フジタの使用人は、法令の定める機体重量3トン以上のドラグ・ショベルの運転資格がないにも関わらず、機体重量18.2トンのドラグ・ショベルの運転を行い、作業員を負傷させる事故を生じさせた。</p> <p>これにより、令和5年3月31日、同使用人は石垣簡易裁判所より労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>したがって、契約の相手方として不適當であると判断し、株式会社フジタ名古屋支店に対して指名停止を行う。</p>	—	沖縄県 石垣市内	要領第4条 第1項 (別表第1-8)